

iDeCo または前職企業型DC等の年金資産がある方へのご案内

SBIベネフィット・システムズ株式会社（以下、BFS）

企業管理者 各位

個人型確定拠出年金（以下、iDeCo）もしくは、前職で企業型確定拠出年金（以下、企業型DC）に加入されていた場合、年金資産と年金記録を今回新規に加入する企業型DCに移換することができます。

加入者様が、今回加入する企業型DCへ資産を移すことを希望する場合は、必要書類を当社Web等よりダウンロードのうえ、管理者様経由でご提出をお願いいたします。※1

（ご参考）iDeCoで掛金をかけている場合、移換されるかどうかに関わらず、加入者様ご自身で、iDeCoの運営管理機関（受付金融機関）へお手続き書類の提出が必要です。

※1.事務とりまとめ会社がある事業所は事務とりまとめ会社経由でお手続きください。

該当されるご加入者様へ

iDeCoおよび企業型DCに資産・記録がある方は、今回加入する企業型DCへ移換することが可能です。希望される場合は、企業管理者（確定拠出年金担当者）様を通じて移換依頼書（※）を入手の上、ご記入後、管理者様へ提出ください。

※移換依頼書は二種類ございます。

移換依頼書①：個人別管理資産移換依頼書

移換依頼書②：個人別管理資産移換依頼書_iDeCoに加入しながら移換

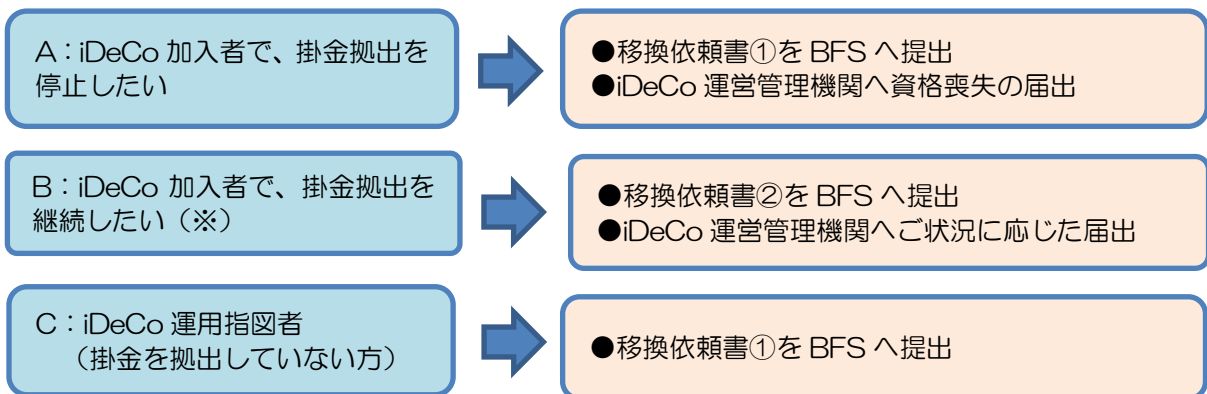
<iDeCoに資産・記録がある方>

iDeCoの資産・記録を今回加入する企業型DCへ移換することを希望される場合は、管理者様経由で移換依頼書を提出ください。

また、iDeCoの資産・記録を企業型DCへ移換するかどうかに関わらず、iDeCoで掛金を拠出している方（iDeCo加入者）は、企業型DC加入に伴いiDeCoで届出（種別変更、勤務先変更、他年金加入状況変更、資格喪失等）が必要です。

届出がお済みでない場合はiDeCo運営管理機関（受付金融機関）にお問い合わせください。

●iDeCoの資産を企業型DCに移す



<お問い合わせ先>

移換依頼書の入手 → 企業管理者（確定拠出年金担当者）様へお申し出ください。
iDeCoの届出 → iDeCo運営管理機関（受付金融機関）にお問い合わせください。

※iDeCoの掛金拠出の継続を希望される場合であっても、企業型DCの掛金額によっては、iDeCoで掛金を拠出できない場合があります。その場合は上記Aのお手続きが必要です。詳細はiDeCo運営管理機関（受付金融機関）へお問い合わせください。

<企業型 DC に資産・記録がある方>

前職の企業型 DC にある資産・記録を、今回加入する企業型 DC へ移換することを希望される場合は、管理者様経由で移換依頼書を提出ください。

企業型 DC の資産・記録（喪失して 6 ヶ月以内）
自動移換になっている資産・記録（喪失して 6 ヶ月超）



移換依頼書①を BFS へ提出

※iDeCo や他の年金制度への資産移換も可能です。お手続き方法は移換先にご確認ください。

<確定拠出年金以外の年金制度の持ち運び>

確定拠出年金以外の年金制度の持ち運び（ポータビリティ）をご希望であれば、今回新規に加入する企業型 DC に下記の制度資産を持ち込むことも可能となります。

●厚生年金基金・確定給付企業年金（脱退一時金相当額等）

条件：厚生年金基金・確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過していない

⇒「厚生年金基金・確定給付企業年金移換申出書」の提出をお願いいたします。

書類請求先：企業管理者様へお申し出ください。

書類提出先：前職のお勤め先等へご提出ください。

●通算企業年金

（企業年金連合会の規約で定める年金給付等積立金又は積立金）

条件①：企業型 DC 加入者の資格を取得した日から起算して 3 か月を経過していない

条件②：企業年金連合会の老齢年金給付の支給開始年齢に達していない

⇒「中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書（本人申出）」を企業年金連合会へご提出ください。

書類請求先：企業年金連合会へお申し出ください。

書類提出先：企業年金連合会へご提出ください。

<問い合わせ先>

●管理者専用コールセンター 0570-005-401

平日 10:00~18:00（祝日、年末年始・メンテナンス日を除く）

お電話がつかない場合は、03-6435-5894 へお問い合わせください。

※事務とりまとめ会社がある事業所は事務とりまとめ会社へお問い合わせください。

●加入者専用コールセンター 0120-652-401

月曜日～土曜日 10:00~18:00（祝日、年末年始・メンテナンス日を除く）

※お手元に参加者コード（ID）をご準備の上お問い合わせください。

※土曜日は加入者サイトに関するお問い合わせのみのお受付となります。

※国際電話等、お電話がつかない場合は 03-6435-5522 までご連絡ください。

2022 年 10 月施行の法令改正により、企業型年金規約で同時加入の定めがなくとも、iDeCo に加入することができます。

(2022.09)